

1. 件名：新型転換炉原型炉の廃止措置計画に係る面談
2. 日時：令和4年6月22日（水）15時00分～15時55分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
細野安全管理調査官、上野管理官補佐、有吉上席安全審査官、
小舞管理官補佐、荒井安全審査専門職
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他2名
新型転換炉原型炉ふげん 廃止措置部長 他4名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配布資料
資料1：「ふげん」廃止措置計画及び保安規定変更認可申請について（6/9 審査会合コメントに対するご回答）
資料2：研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性の評価結果

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	録音されてますね。はい。
0:00:01	それではですね本日の面談を開始いたします。えっとですね、事前に提出いただきました資料に基づきまして、ご説明をお願いいたします。
0:00:12	お疲れ様です。原子炉機構の泉です。本日はですね6月9日カーに審査会合をありましたけれども、
0:00:22	そこで規制庁の方からいただきましたですね、コメントに対して保険の方でまとめましたので、そちらの方の報告をさせていただきたいと思っております。
0:00:34	資料の方ですが確認させていただきたいと思います。
0:00:39	まずですねパワーポイントでですね、現廃止措置計画及び保安規定変更認可申請についてと、
0:00:47	加来脇D6月この審査会合のコメントに対する回答というものが一つと。
0:00:52	もう一つですね、研究開発段階の発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性の評価結果、
0:01:02	言ったようなものが送付させていただいたんですけれども、ございますでしょうか。
0:01:17	ここ、あ、はい。そろっております。
0:01:21	ありがとうございます。それではですね69日のコメントに対して付言の方からご回答の方よろしくをお願いいたします。
0:01:33	はい。こちらふげんです。船橋蘇武の伊東です。よろしく Beijin いたします。
0:01:39	資料の1ページめくっていただきます。まず1ページ。
0:01:44	6月9日の審査会合におきまして、3件、コメントをいただいたと認識しております。
0:01:51	1ページ目はコメント内容を記載しております。
0:01:55	コメントの内容とそれから回答については、
0:01:59	次ページ以降で
0:02:02	触れさせていただきます。
0:02:06	次2ページ目、お願いします。
0:02:09	コメント1とそれからコメント1に対する回答になります。
0:02:16	原子力機構の宮本ですよろしく Beijin いたします。それでは右上のページ番号2Eにつきまして説明をさせていただきます。まずいただきましたコメントを1点目といたしましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:29	原子炉大きい冷却系代替冷却装置及びユニット型空気圧縮機が停止した場合の復旧の必要性について考え方を示すこと。
0:02:41	また、各負荷に要求される機能に応じて、具体的にどの程度の復旧期間を考えているか示すことといったコメントでございます。
0:02:52	これにつきまして回答でございますけれども、今回申請いたしました原子炉補機冷却系代替冷却装置及び、
0:03:02	ユニット型の空気圧縮機が停止した場合には、廃止措置作業を確実に進める必要がございますので、停止した設備を復旧するというのがまず大原則と思っております。
0:03:17	ただし、復旧段階にあるふげんでは、今回申請しました原子炉補機冷却系代替冷却装置及びユニット型空気圧縮機が停止した場合には、
0:03:29	必ずしも早期の復旧は必要ないというものでございます。
0:03:34	その理由等につきましては（１）以下に記載をさせていただきます。
0:03:41	まず原子炉補機冷却系代替冷却装置が止まった場合でございますけれども、これに関連します。保木伊井を記載した上で説明をさせていただきます。
0:03:54	まず原子炉補機冷却系代替冷却装置停止時における復旧までの期間の考え方でございますけれども、廃液収集ポンプ及び床ドレン収集ポンプ用の代替冷却装置が停止した場合でございますけれども、
0:04:11	この場合廃液の偽装ですとか、処理はできなくなりますけれども、廃止措置段階で経常的に発生する廃液は、
0:04:21	放射線管理に伴うサンプリング廃液等に限定されておりまして、この発生量はごくわずかでございますので、少なくとも数ヶ月にわたり、廃液を既設のタンク内に保管することが可能でございます。
0:04:39	また、廃止措置作業に伴いまして、例えば、除染廃液等も発生いたしますけれども、この伴駅は、作業を中断することにより、発生が困りまして、
0:04:51	他方で、この作業中断により、廃止措置プラントの安全機能要求に影響するものではございません。
0:05:01	このため、これらが来停止した場合でございますけれども、調達部品を含めました補修作業を考慮いたしまして、
0:05:11	通常の措置期間として、約２ヶ月をめぐり対応したいと思っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:18	その下のポツでございますけども、中央制御室換気系チリングユニット用の代替冷却装置が停止した場合でございます。
0:05:29	中央制御室を冷却するチリングユニット停止1度を停止いたします。
0:05:35	しかし、中央制御室換気系の循環ファンによる、中央制御室の換気運転は継続されるため問題はございません。
0:05:46	また、秋等の中央制御室の室温が上昇した場合におきましては、
0:05:53	常備しております、スポットクーラー等の運転によりまして、
0:05:57	中央制御室の室温改善等の対応が可能です。
0:06:03	このため同様にですね、部品調達を含めました補修作業を考慮いたしまして、通常の通常の措置期間として約2ヶ月を目途に対応したいと思っております。
0:06:16	続きまして3ページ目をお願いいたします。
0:06:19	次に、プール水位冷却浄化系の循環ポンプ用の代替冷却装置が停止した場合でございます。
0:06:28	この場合、循環ポンプによりまして、浄化運転ができなくなります。
0:06:34	しかし、現在も循環ポンプによりまして経常的な浄化運転は行っておりません。
0:06:42	また使用済燃料貯蔵プールの水質伝導度につきましても、1.0から1.1mSv%センチメートルで安定してございます。
0:06:55	また赤年度におきましては、7ヶ月間、浄化運転を行わなかった実績がございますけれども、その場合におきましても、水質が劣化することなく、維持管理を行ってきた実績がございます。
0:07:09	このため同様に補修作業、調達を含めました補修作業を考慮して、約2ヶ月間をめぐり対応したいというふうに思っております。
0:07:20	続きまして蒸発濃縮機も復水器用の代替冷却装置が停止した場合でございます。
0:07:29	この蒸発濃縮機の濃縮器復水器につきましましては、2基の代替冷却装置ございまして、
0:07:40	各々を独立して設置してございますので、一基が故障した場合におきましても、他の蒸発濃縮装置1基で、廃液の処理を継続することが可能となっております。
0:07:55	このため直ちに廃液処理に影響を与えることはございませんので、部品調達を含めました期間を考慮いたしまして、約2ヶ月をめぐり対応したいというふうに思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:09	続きまして (2) でございまして、ユニット型の空気圧縮機が停止した場合における復旧までの期間の考え方でございます。
0:08:20	今回導入いたしますユニット型空気しゅっ機は、2台を設置いたしまして、1台が常時運転、1台は予備として運用することとしてございます。
0:08:33	なおを導入いたしますユニット型空気圧縮機の圧縮機の容量は、11分当たり13.2立米に対しまして、現状の使用料につきましては1分当たり約8.5立米となっております。
0:08:48	となっております、運転時の故障時は、予備機に切り換えて圧縮空気を供給することが可能となっております。
0:08:58	このため直ちに、各負荷への圧縮空気の供給機能には影響を与えませんので、同様に、通常の措置期間といたしまして、約2ヶ月をめぐりに対応していきたいというふうに思っております。
0:09:12	以上1点目のコメントに対する回答をさせていただきました。
0:09:20	はい、ありがとうございます。
0:09:22	一旦こちらで切らせた。
0:09:24	方がよろしいかと思いますが、すみません私三つ一緒にお願ひできますでしょうか。
0:09:30	ました。
0:09:32	都築。
0:09:33	はい。続きましてコメントに対する回答。
0:09:38	5ページ目。
0:09:41	コメント内容ですけれども、添付書類6の別添資料3-2、それから別添資料4-2。
0:09:49	県下の技術基礎基準規則への適合性確認に対して、第2章以降に対する評価の必要性、これがすべてなしとさせる考えについて、
0:10:01	審査会合で説明した内容を、について資料として提示することと、
0:10:07	また
0:10:09	公開資料最後にですね、各情報に対する評価の必要性の有無、これ判断した整理書を提示することというコメントを
0:10:19	受けております。
0:10:20	まずう前段の回答ですけれども、
0:10:23	原子炉補機冷却系の代替冷却装置、それから入戸型空気圧縮機、
0:10:30	これは放射性物質を内包せず、直接の閉じ込め機能は要求されていません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:38	また
0:10:39	これらを保障した場合においてもですね、プラント全体のとじ込み機能に家がなく、
0:10:45	作業員及び公衆の被ばく等に繋がる安全への影響はないと。
0:10:50	ということから評価対象外と考えています。
0:10:54	これらの考え方は、次、その下に記載しております、
0:10:59	先ほどの2ページ3ページ目と重複する部分がございますが、
0:11:05	まず代替冷却装置につきましては、
0:11:09	継続して除熱が必要な設備の付帯設備と、
0:11:14	ということで主要なではないというところになります。
0:11:19	また、
0:11:20	放射性物質を内包しないというところなので、各々の冷却配管は主配管ではなく、耐震の分がイトウ。
0:11:31	それから代替冷却装置保証した場合におきまして、置いて冷却予定した場合においても、次の三つの矢羽根に示すように、閉じ込め機能に影響を与えるもの施策、被ばく等の延長のないと。
0:11:47	指定した方が良いわけですがけれども、
0:11:51	液体廃棄物処理系は廃棄処理、提出しますが、廃液を貯蔵する各タンクの容量は十分確保されておりますので、
0:12:00	タンク容量の超過等による廃液の治水とか、それから漏えい等による作業員の被ばく、
0:12:07	講師の秋葉小西さんがそれは穴井、
0:12:11	それから、二つ目の矢羽根で中央制御室の換気系、これ
0:12:16	自動提出しますけれども、循環送風機によって、換気運転を継続するので、運転員が常駐する中央制御室の環境に大して影響はありません。
0:12:29	それから三つ目の矢羽根でプール水。
0:12:33	これは
0:12:35	浄化機能を一時的に位置しますけれども、水質は安定していて、安定しており伝導度も低い値を維持しており、
0:12:44	長期間において浄化が必要な状況にないというところで使用済みです。
0:12:49	与えることはございません。
0:12:53	それから5ページ、移っていただきまして、
0:12:57	ユニット型空気圧縮機についてです。
0:13:01	まして、
0:13:07	プラント恒久停止に伴いまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:11	原子炉安全安定に運転するために必要であった計測計器等への圧縮空気の供給は、現在は不要となっております。
0:13:23	敗訴事項を、現在ですけれども、刺し廃棄物の廃棄施設や図書館機能として、必要な換気系統に空気を供給しているものの、
0:13:33	これらの説明供給が停止した場合においても、フェイルクローズ
0:13:38	等により、空気作動弁とフェイルクローズに
0:13:44	一遍とかダンパはし、それから換気設備は停止をすると。
0:13:49	そういったことで放射性物質の拡散防止のとじ込み機能は維持されるので、防集の置き場、連絡はないと。
0:14:01	コメント2の会場については以上です。
0:14:04	続いてコメントSURCつきます。
0:14:08	はい。続きましてコメント3の対応、回答させていただきます。
0:14:13	設備保全課の松尾でございます。よろしくお願いいたします。
0:14:17	コメントの3、
0:14:19	ですけれども、廃止措置計画変更認可申請書に、雑固体廃棄物焼却設備への圧縮空気の供給が停止した際の影響として、
0:14:31	負圧ができなくなるという記載があるが、圧縮機が停止した場合の保持機能への影響の有無を示すことというコメントでございます。
0:14:43	こちらにつきましてこの回答ですけれども、
0:14:46	こちらの認可申請書を記載の意図でございますけれども、こちらは設計された運転範囲内での負圧の維持ができなくなると。
0:14:57	そういったことを意図して、し、焼却設備は運転を停止するということを記載したものであります。
0:15:05	以下の理由から、閉じ込め機能を失うことはございません。焼却設備が停止した後、検討を構成する各副主事佐藤辨野。
0:15:18	L動作により、バウンダリーが形成されるとともに、補助一機が自動起動し、炉内の負圧は維持されるため、放射性物質の取り込み機能は維持がされます。
0:15:32	以上でございます。
0:15:35	すいません。あとコメント2のところ、ちょっと説明を忘れてましたが、
0:15:40	各情報に対する考え方の整理表ですけれども、これは別紙、
0:15:46	の方になります。
0:15:50	この別紙ですけれども一番左側に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:55	委員会を大野技術基準に関する規則を記載しております、その右側にその解釈、
0:16:01	その右側二つのところに、代替冷却装置とユニット型空気圧縮機、
0:16:07	に対してそれぞれ各条項に対して評価が必要か必要でないとその理由を記載しているものでございます。
0:16:16	失礼いたしました。
0:16:21	こちらから、
0:16:25	はい。ご説明ありがとうございます。ただいまの説明に対して原子力規制庁側から何か質問コメント等ございますでしょうか。
0:16:34	は、これ。
0:16:37	ております。
0:18:10	こそです。コメント3なんですけど、
0:18:14	念のための確認なんですけど、
0:18:16	補助排風キーの自動起動は、
0:18:21	これは性能維持施設になってるんですけど。
0:18:29	はい。一つは設備は性能維持施設ということがありますので、
0:18:39	すいませんよく聞こえないんですもう1回お願いします。
0:18:43	焼却設備が性能維持となりますので、
0:18:50	その
0:18:52	構成する補助排風機は、性能維持施設となります。
0:19:00	だから、もともとある製造施設の一部だからこれもそうなるんですね。
0:19:06	はい。
0:19:08	だから補助排風機及びその自動起動インターロックは、
0:19:13	性能維持施設であると。
0:19:17	いう理解をしておけばいいんですか。
0:19:20	はい。はい、わかりました。
0:19:25	はい。そんな多いですか。
0:19:37	似てたところちょっとかっこいいします。上の、
0:19:42	と、
0:19:54	2系統。
0:19:58	備えてるってところの説明ちょっと確認したいんですが。
0:20:05	空調、圧縮ユニット型空気圧縮機については、
0:20:10	2台設置し、1台は予備ですってということなんですが、
0:20:14	この、これは保安規定か何かで、必ず

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:19	新井田運転可能であることみたいな、
0:20:24	規定がされるってということなんですかね。それとも単なる、
0:20:29	交互運転のように予備としてあるんですってというような説明ですかね。
0:20:50	原子力機構ミヤモトでございます質問の内容を確認させていただきたい と思います。ユニット型空気圧縮機 2 台設置するというのは、保安規定 なりどこかに明記しているのかという、ご確認の質問でしょうかすみま せんよろしくお願いします。
0:21:07	ごめんなさい。まずそうです。まずそうです。
0:21:13	2 台、2 台、新井田 2 台要求ってのはこれは特に安全上重要になっていう 設備ではないので、2 系統必ずしもなくてはいけないという要求ではな いと思ってます。
0:21:25	面倒くさいから、はい、名鉄さんから依頼要求ですかでいいです。
0:21:29	はい。はい。これ 2 台要求。
0:21:33	保安規定で 2 段要求してますか。
0:21:39	医師、意識意識ですね。であれば、
0:21:46	原子力機構ミヤモトでございます。保安規定上は一式というふうになっ てございまして、下部の施設管理要領の中で具体的な II 期ということが 記載される、されます。
0:22:03	これ系統どっかいなかった。
0:22:12	それで、
0:22:13	梅田です。
0:22:17	例えば 1 台、
0:22:22	点検してる時には、必ず 1 台に、
0:22:26	動かせるようにしておくのと、そういうような運用なんですかね。
0:22:33	そのの、
0:22:35	移動する規模ミヤモトでございますはい 1 台点検機器は 1 台が使えると いう運用でございます。なお先ほどの御説明の仁木の記載でございます けども、廃止措置計画の方の申請書の方の図面の中にですね、
0:22:51	仁木が明記をされてございます。
0:22:58	はい。
0:23:00	D O W A、
0:23:08	これあれでしょう。
0:23:11	ね。
0:23:12	その時アリヨシという、
0:23:15	イトウ以外要求の根拠。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:19	だから根拠があって滞留してるんだったら、1台あったらすぐに起動しなきゃいけないんで、2ヶ月なんて10町のこと言えないでしょっていう、思うんだけど、
0:23:30	そうではなくて、
0:23:34	そんな理由はなくて、ただ単に台ついているだけ。
0:23:38	言われても支障がないんで、1ヶ月ということですか。
0:23:54	なんかね、
0:23:55	40本中でね。
0:23:57	ちょっと変な形になって手伝って、
0:24:00	衛藤。
0:24:01	全然私できたんだらう。
0:24:03	関連系統だった。
0:24:05	真空ポンプが2台あったんだけど、
0:24:07	その時に聞いてみたら、なんかね真空ポンプ壊れたときに、メンテナンス時間かかるからつけてるだけっちゃうのは、
0:24:15	それ、うん。特に要求安全中の影響ないんですな。
0:24:21	これもそのためなんですかね。
0:24:28	供給者、はい。できません。
0:24:32	マツオでございます。
0:24:34	噴気や周期の設備の
0:24:38	概要につきましては、申請の中のげって資料の4の一位に記載をしてございまして、
0:24:48	一応、
0:24:50	2台、設置をして、1台を常用にして、1台をバックアップとして、予備とすると、そういった記載をしてございます。
0:25:01	ですので常用1台を使うということになります。
0:25:08	以上です。
0:25:10	議論がかみ合わないんですけど、おっしゃることは理解しました。書いてあるってのを理解しました。なぜそうなってるんですか、なぜそう書いてるんですかっていう多分質問なんですね。
0:25:23	これはどういう位置付けで予備機をつけてるんですかっていう質問なんです。
0:25:30	はい。石田及びてますのは、1台をですね、点検をする際には、停止が必要となりますので、その間を別の1台で動かして運用していくと。
0:25:45	そういった形で、そういった形のNPという意味でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:54	何か、
0:25:55	議論進まないかもしれない。これ数生産二重化なんですかそれとも安全二重化なんですかどっちなんですか。
0:26:12	すみません、もう一度伺ってもよろしいでしょうか。
0:26:17	どうぞ。
0:26:25	ホソノですけど、
0:26:28	性関係で二重化するっっちゃうのはあるじゃないですか。例えば
0:26:34	六ヶ所のガラス溶融炉であるとかね。
0:26:37	そういうのは生産系で二重化してるんですよ。
0:26:41	このユニット型空気圧縮機っていうのは、
0:26:46	生産系の二重化なんでしょうか。それとも、
0:26:51	安全系の、
0:26:53	二重化なんでしょうかと。すなわち予備機の位置付けっていうのは、
0:26:58	我々はどう考えればいいんでしょうかという問いなんですね。
0:27:04	ご理解いただけましたか。
0:27:25	はい。一応、位置付け的には生産系という位置付けになります。
0:27:40	はい。
0:27:43	藤。
0:27:47	生産系の二重化ということですので、一つの理由として、
0:27:54	二重化してるっていうのは理由になると思うんですけど、
0:28:00	等と
0:28:01	止まった場合にどうなるかっていう説明は
0:28:05	冷却補機冷の方については止まった場合はどうなるんですっていう説明をしていただいているので、
0:28:12	その部分についても説明をしていただいた方がいいのかなと思い、思うんですが、いかがですか。
0:28:27	原子力機構ミヤモトでございます。説明のご質問の内容がご理解、理解いたしました当初、我々は1台予備を有しているということで、
0:28:38	予備機があるので大丈夫というようなご質問をさせていただきましたが、例えば1台点検中のときに、その残りの1台を運転しているときにその1台が止まった場合にはどうなるのかと、というようなご質問に対する、
0:28:55	回答が必要だというふうに理解をいたしました。
0:29:00	この場で口頭でご説明させていただくというような状況でもよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:08	お願いします。
0:29:11	はい。それでは説明をさせていただきます。6月9日の日のですね審査会合のときに、
0:29:21	説明に使わせていただきました資料の中に、圧縮空気系設備の更新というようなところですね、
0:29:32	圧縮空気供給の有無というようなところに丸をつけた質疑がございます。今この場でちょっと簡単に口頭で説明をさせていただきますと、
0:29:43	R、代替冷却装置と同じ設備使ってるのもありますけども、プール水浄化系がまず使えません。未関係します。
0:29:54	また、機器の連系床ドレン系が関係いたします。あと、先ほどの蒸発濃縮っきいの複製機能ところで用いました再生廃液系というこの系統が、
0:30:08	該当いたしますけども、これら三つの系統については、先ほどの代替冷却系が止まった場合と同じ状況になりますので、先ほどご説明させていただいた通りでございます。
0:30:21	それ以外にですね、圧縮空気を使っている設備といたしましては、洗濯廃液系という系統がございます。管理区域の中で使った洗濯、ランドリーですとか、
0:30:36	或いはシャワーなんかを受けとめる系統でございます。そちらの方の廃液の移送ができませんけども、その場合にはですね、洗濯をやめる、或いはシャワーを使用禁止にして、
0:30:53	ウェットタオルなんかで対応するというので、廃液の発生を抑制することができますので、同様にですね、直ちに復旧する必要はないというふうに思っております。
0:31:08	また同じく廃棄物処理設備の中で、固体系という系統に空気を使っております。
0:31:18	こちらの方は固体系につきましては、現在、廃止措置計画の方でも記載してございますけども、タンクの方に貯蔵保管すると、いうようなところになってございまして、
0:31:32	今の段階ではですね長ほか天田でございます。また、実際にですね、運転終了した以降ですねそういった固体系のですね、使用済のイオン交換樹脂ですとかが発生するのがほとんどない状況でございますので、
0:31:48	こちらの方につきましても、直ちに復旧をする必要はないという傾向となっております。
0:31:56	続きますけども、あとそれ以外等いたしましては、廃棄物固化装置というのがございまして、こちらの方は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:06	アスファルト固化装置でございます。こちらの方はですね今後ですね、セメント混練固化装置の方に移行いたしますので、現状は使用していない状況でございますので、影響はないというものでございます。
0:32:21	また、先ほど話題にも出ましたけども、雑固体廃棄物焼却設備というようなものも使えなくなりますけども、いわゆる、
0:32:31	可燃性の廃棄物をですね、しばらく止め施設の中に、とにかくことでですね対応は可能ですので、こちらの方も、直ちに復旧が必要となるようなものではございません。
0:32:46	あと2点ほどございます。放射線管理施設の中のプロセス放射線監視装置という装置の一部に、空気を使っているものがございます。
0:33:00	放射線監視装置につきましては、不燃では純水ヘリウムを取り扱っておりますので、部屋ごとにですね、純水ヘリウムを扱っていた部屋後藤にですね、定期的に、
0:33:15	いやから空気を吸引して、時間が来ると、次の他の部屋を吸引するというようなモニターが一部ございます。で、そのモニターにつきましては、部屋から部屋の切り換えが終わるたびに、
0:33:30	一旦圧縮空気を流してですね、測定ラインのところ溜まっていた残留空気を一旦パージをすると、というようなモニターがございます。
0:33:42	このパージができなくなるというようなところでございますけども、トリチウムモニターにつきましては、排気塔でですね24時間常時トリチウム濃度を確認してございますので、
0:33:55	そういったモニターによりまして代替発信が可能でございますので、こちらの方につきましても早急な対応は必要ないというふうに思っております。
0:34:06	西郷でございますけども、建屋換気設備につきましても、空気が空気を使ってございますので、空気がなくなるとですね、換気換気系は、
0:34:20	軽視いたしますフェイルセーフのモードで止まりますので、入口ですとか排風機の出口弁なんかはですね、閉まるというような形で、
0:34:32	閉じ込め機能が守られた状態で、定修いたしますので、こちらの方も、特に急急を要して復旧する必要がないというようなところを後、作業中断。
0:34:47	するとか、そういったような作業行為が当然入ってきますけどもそういうようなこと等の対応をとることで、対応は可能というふうに判断をしてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:57	以上口頭ですいません申し訳ございませんが、空気圧縮機の使用不可に対して、止まった場合の状況について口頭で説明をさせていただきました。以上です。
0:35:08	はい、了解しました。
0:35:11	要はそのあったの、放射性のモニターについてはその
0:35:16	可搬型での代替っていうものを考えられるんですか。
0:35:22	はい。取り組まれた可搬型ですね代替モニターいう必要がございますので、そういったモニターでも当然測定をいたしますし、最終的には配当のモニターでも確認できるという代物でございます。
0:35:35	はい。あわせて説明いただければと思います。
0:35:39	はい。失礼いたしました。
0:35:43	あとごめんなさい上のですね3ページのところで、
0:35:47	通常の措置期間で約2ヶ月っていうんですが、
0:35:52	これはこれまでの経験とか、定検の調達実績だとか、
0:35:58	そういったものを踏まえて、何ヶ月だろうということですかね。
0:36:05	原子力機構ミヤモトでございます。はい。部品の調達だけで進めばもう少し短くなるようなことも考えられますけどもやはり部品を調達する、なおかつメーカーさんに来てもらって、
0:36:18	その修理をしてもらうというふうになりますと、どうしても契約というような期間、或いはその作業にあたってのその要領書の確認の期間、そういったようなことが必要になりますので、約2ヶ月は必要だというふうに判断をしております。
0:36:34	はいわかりました。
0:36:40	すいません、原子力規制庁の荒井です。この3ページ4ページの措置期間がすべて約2ヶ月ってことなんですけれども、特に何か調達が難しいような機器や部品は、
0:36:50	ないということ、そういったばらつきといいますかそういったものはないというふうに考えてよろしいのでしょうか。
0:36:58	議事録聞こミヤモトでございます。特にですね調達が難しいですとかそういったような機器はございません。
0:37:05	わかりましたありがとうございます。
0:38:21	植野ですすみません。
0:38:24	排気塔での監視と、各部屋の監視っていうのは、
0:38:30	それぞれ別々に行ってるっていうことでの理解でよろしいですか。
0:38:35	原子力機構ミヤモトでございます。別々別のモニターでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:41	ぜひ引いてるところの、各部屋の後、からのデータがなくなっても、
0:38:49	排気塔からのデータは正常に機能していると、そういうことですかね。
0:38:54	議事録をミヤモトでございますその通りでございます。
0:39:01	はい、ありがとうございます。
0:39:10	原子力規制庁から他に何かご質問や、質問やコメント等ございますでしょうか。
0:39:19	はい。ではこちらからの質問は以上となります。
0:39:25	2ヶ月ポンプ。
0:39:27	そうですね。
0:39:29	すいません原子力所長の新井です。こちらの措置期間で約2ヶ月というふうになってるんですけど、この2ヶ月の根拠を教えてくださいませんか。
0:39:44	はい。原子力機構ミヤモトでございます。2ヶ月の根拠でございますけれども、やはり部品調達から入りますので、部品の調達に関する期間、
0:39:55	あとその点検メーカーが来所して作業する場合には、来所してからの作業の準備作業要領書の確認、実際の作業というようなところが必要となって参りますので、これがこれまでの実績から、
0:40:10	約2ヶ月というふうにさせていただいたものでございます。
0:40:31	あの、
0:40:32	新福地は、これ新しい分の20ページをするんでしょ。
0:40:44	インプレス。
0:40:54	あ、すみません、もう一度見ますか。
0:40:58	圧縮機は従来のレシップの方から、ユニット型に今回の申請が出てリプレースするんでしょ。
0:41:10	はい。リプレースいたします。
0:41:13	そのリプレース従来の実績ってのはどういう根拠でしょうか。
0:41:21	すごいん。
0:41:23	はい。一応、リプレースする圧縮機につきましては、汎用型の圧縮機となりますので、総じて一般に流通している機器でございますので、
0:41:38	そういったところからはこれまで扱ってきた機器類とを比べてですね、今、1ヶ月ぐらい、部品、
0:41:48	に1ヶ月程度かかるような、そういったところの実績でございます。
0:41:55	次、実績というかあれですね。
0:41:58	見込みですか。要するに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:03	はい。見込みとはなります。ただ汎用の機器でございますので、そういった経験からの見込みでございます。
0:42:20	すいません、ちょっとね
0:42:24	マニュアルを取るようで恐縮ですけど、
0:42:27	最近ね、いろんな世間で事故が起こってるもので、こういうものの納期ってね、
0:42:34	必ず2ヶ月とは多分限らないと思うんですけどね。
0:42:58	はい。ちょっと必ずしも想定した意思で入るかどうかはちょっとわからないところもあるんですが、
0:43:09	チョウノウキに係る部品等については、あらかじめ準備するとかですね、そういった対応をしたいと考えておりますので、
0:43:19	そういった意味では、汎用の部品ですね、比較的その短期で入るような部品については、おそらく、
0:43:29	今言った期間で納入が可能かと、今はそう考えてございます。
0:44:15	2ヶ月っていう、そうですね、これ2ヶ月っていう検定でいるんですかこれ。
0:44:27	原子力機構の宮本でございます。交代審査会合能場でもご質問の中に例えばどの程度の復旧期間というようなところの市募集の意図があったのかなというようなところで、やはり我々としては
0:44:43	復旧に要するような期間の考え方というのを今回の場ですね、ご説明すべきだというようなところがあってですね、こういった期間を本日説明させていただいているというところでございます。
0:44:57	うんだから、
0:44:59	別にこれ半年でもいいんでしょこれ。
0:45:03	放置しててもいいんでしょ。
0:45:05	うん。広木の宮本でございます放置してこれより長くなっても、例えばその廃液であれば受け入れの制限をすることで、それは対応は可能でございます。
0:45:17	ということは廃液のときの受入れること壊れたときの受け入れ制限というところが実は保安規定の方での、
0:45:25	縛るべき事項じゃないかという気がするんですけどもね。個人的には壊れたときに、
0:45:33	どうすんのかという判断をするときにさ、
0:45:37	代替の手段として、
0:45:41	予備機の確保にまず走りますと、予備機が確保できない場合は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:48	こういうことをして、タンクに溜めないようにします。
0:45:53	燃やさないようにします。
0:45:56	ていうことなのではないかどうかと思っはいるんですけども、
0:46:01	その
0:46:02	インターロックつきの補助冷却機能でしたっけ、その焼却設備の、これはもう性能維持施設だと思うんですけど、
0:46:09	他のところって実は性能維持施設ではないんじゃないかと。
0:46:16	どちらかというとな性能維持施設というよりは、
0:46:19	いわゆる常用系として見ていった場合に、
0:46:24	常用系が使えなくなってからが始めて、性能要件が変わってくんじゃないかとその性能要件というのはどちらかというとな、
0:46:35	タンクの容量の維持とかですね。
0:46:43	実はそっちなんじゃないかなと思ったんだけどな。
0:46:47	あれ間違っ彼。
0:46:53	うん。だっ、
0:46:56	大分余裕あるのか、余裕あるっちゅうだけ
0:46:59	これがないと処理できない。
0:47:01	ということから、いるものは言っている人はいるんだ。うん。色がいるんだっ、確か2ヶ月で見とけば、
0:47:09	頭良くて、
0:47:12	問題が2ヶ月こういっ時にこうできるかっていうのが明確でないかもしれなっこと。うん。ただ2ヶ月超えた場合に、
0:47:22	誰も保証してないから。うん。
0:47:24	運転制限をかける必要があるんじゃないか。そうそう運転制限をかけてしまったんですよね。そうですね。だから、そういうセットはわかつた。わかつた理解した。
0:47:35	そういうことは、
0:47:36	はあ、なるほど。
0:47:39	理解しまっ。江藤。
0:47:44	そうですね。
0:47:49	す、いわゆる安全系の性能維持施設はではないにしても、剰余系の
0:47:57	限りなく常用系に近い性能維持施設とはいえ、2ヶ月入手できなかつた場合は、
0:48:05	それなりにその運転制限かけなきゃいけないんでしょっこれ。
0:48:13	そういうものなんですよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:15	だとすると、じゃあどの程度持つのかっていうのは3ヶ月でも4ヶ月でもいいんですけども、
0:48:22	少しちょっと精緻に調べていただいて、
0:48:26	その上
0:48:28	それを超えた場合には、廃液の保有量を減らすとかですね。
0:48:33	あとは焼却炉運転しないとか、そういうことをかけてもらわないと、
0:48:40	やはりちょっと認可は難しいかもしれないですね。そうすると、
0:48:46	理解しました。そういうことだ。そうですね。なんでこれ有吉さんから聞いて理解しなきゃいけないわかんないけど、わかった。そういうことだ。
0:48:58	どうですふげん。
0:49:05	原子力機構の宮本でございます。先ほどのご発言の趣旨はいわゆる我々がご説明させていただいたその期間を超えてもまだ直らないといったような場合には何がしかの制限をかける必要があると。こういった場合の措置を、
0:49:23	フアン規定なりに記載する必要があるというようなご発言の趣旨でございますでしょうか。その通りです。
0:49:47	正野原子力保険の水井でございます。1点だけなんですけども。うんうん。我々ですね今いろんな施設の維持管理をしまして、
0:49:57	当然ここに申請した施設以外の保証なんかも生じます。
0:50:01	例えば先日も焼却設備の一つの計測器が壊れたとかですね、タンクの水位計が壊れたりとしたときがございまして。そういったときは通常の施設管理であるとか、
0:50:14	保安管理の中で、その設備を故障して運転できないかどうするかといったところは当然、ふげんの今の保安活動の中で検討しまして、
0:50:24	例えば焼却設備はいつまで止まっても、プラント影響ない、もしくはタンクであればいつまで、そのタンクが、隔離した状態でCが完成しなくても、
0:50:34	その水の代替ができるとかいったところを検討しまして、それまでの故障を復旧すると、復旧できない場合の代替をどうするかっていうのは通常のバックアップの中で検討しまして、うん。
0:50:47	その保守管理とあわせて運転管理をしているという、そんなところに対応してございます。はい。通常の我々のQMSに基づく保安管理の中でも同じことができると思ってございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:00	ここに書かなくてもですね、当然できるかなというふうには今考えておりますけども、いかがでしょうか。
0:51:10	うん。
0:51:12	いいけど、
0:51:15	そういうふうに説明してくればいいです。
0:51:19	今の紙の中に、阿部さんアリヨシです。
0:51:24	何だっけ。
0:51:27	衛藤。
0:51:29	速水収集ポンプとか、
0:51:31	こっちの方がいいかもしれない。例えば代替冷却で、
0:51:34	プール水の浄化系ってのはこれ、
0:51:38	どうしてもこれ壊れたらどうしようもないってことないですかね。
0:51:41	7ヶ月はオッケーしちゅうだけの話で、
0:51:44	2ヶ月超えて7ヶ月8ヶ月なってきた時にレンドウドが、
0:51:50	安定しなかったかって話はどうなるんだっけ。
0:51:55	これは政権でも何でもなくて、
0:51:57	もうこれ以上ほっとけないというところに来たらどうするんですかって話は出ませんか。
0:52:05	はい。原則興味でございます。確かにこの7ヶ月というのは過去に増加をしなかった場合でもということで期待してまして、今ふげん燃料は特に出し入れがなくてですね。
0:52:16	安定してますんで、長く以上大丈夫だというふうに思っております。ただ一方で今ご指摘の通り、その7ヶ月なりもう少し経って、後でも、このポンプの復旧ができなかったらどうするかということだと思っておりますけども、
0:52:30	例えば代替冷却設備について、7、7ヶ月間で復旧できないってことがあれば、例えばその代替のですねチラーみたいのを持ってきて、今後強制的に冷却して運転できるようにするとかですね。
0:52:43	そういった手段はあろうかと思っております、そこは、必ずおい1件1をかけるというのではないかもしれませんが、そのときに、対応できるところでやっていくというのが今我々の活動かなというふうに思っております。
0:52:58	はい。いえ。
0:53:00	それ、それ、そう。三井さんの説明でよくわかりましたけどミズイさんの説明のような紙になってないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:10	どう、
0:53:13	河上はそういうふうに直してくださいねっていうことですかね。
0:53:20	あ、失礼しました。承知いたしました。いただいた今日の説明資料だと思うんですけどもこの記載、記載を直して改めてご提示させていただくということ。
0:53:34	いや、いいですよお審査会合のときでいいですよ。もう、
0:53:40	イトウそうしましたはい。はい。
0:53:46	仮にその2ヶ月っていうのを一つのめどに対応した場合に、2ヶ月以上超えたら、いわゆる旧三井さんの理論でいくと、従来の設備と同様に、
0:53:58	いわゆる品質保証活動の一環として、応急措置なり代替手段というのをとりますと、
0:54:05	出とる場合にはこういう場合が考えられますと。
0:54:08	そういうことですよ。
0:54:13	はい。基本的にはそういうことでございます。はい。いいと思いますけど別に。はい。
0:54:18	ただそういう説明があってなかったんで。
0:54:21	我々の問いの立て方が悪かったかもしれませんけど、
0:54:27	こちらの方で
0:54:29	反省いたします。はい。別に、
0:54:33	毎回毎回水井さんしか理解してないからさ。
0:54:38	あれなんですけどはい理解しました。はい結構です。
0:54:42	はい。
0:54:42	そういうふうに直していただいてということですかね。
0:54:46	はい、わかりました。はい。
0:54:50	あと他今日は、
0:54:52	竹内ですけども、どうぞ。
0:54:56	いわゆるそういう状況になった時の対応ということで今水井が説明したようなことを今後の資料に書きますけれども、先ほどちょっと出た
0:55:06	保安規定の話はなしですよ。なし。
0:55:10	はい。泉田の説明で理解しました。
0:55:13	はい了解です。
0:55:19	お金もありますパーク下。
0:55:28	はい。特にはございません。
0:55:32	議長。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:33	はい。それでは本日は、ご質問ありがとうございました。本日の面談をこれで終了いたします。はい。議長。
0:55:43	東京のイズミからですが今後は今いただいたコメントを反映してですね、審査会合の準備をしていくということでよろしいでしょうか。これ、さっき言いましたけど、
0:55:55	はい、わかりました。はいです。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。